

○関東地方整備局告示第三百八十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年十月二十二日

関東地方整備局長 菊川 滋

第1 起業者の名称 神奈川県

第2 事業の種類 県道秦野停車場改築工事（神奈川県秦野市今川町地内）

第3 起業地

- 1 収用の部分 神奈川県秦野市今川町地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、神奈川県秦野市今川町地内の延長226mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道秦野停車場改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道秦野停車場（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により神奈川県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により神奈川県が道路管理者となることなどから、起業者である神奈川県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、神奈川県秦野市今川町地内の小田急電鉄小田原線秦野駅前の秦野駅北口交差点を起点とし、同市栄町等を経て同市落合地内の一般国道246号との名古木交差点に至る延長1,638mの幹線道路である。

本路線のうち本件区間は、秦野市の中心市街地にある秦野駅北口の駅前を通過し、沿道には商業施設が建ち並び、周辺には秦野市役所等の公共施設をはじめ病院や小中学校が存することから、商業施設や公共施設等への利用者が多い区間である。

しかしながら、本件区間は自転車歩行者道が整備されていないことから、自転車及び歩行者等（以下「歩行者等」という。）は車道の通行を余儀なくされており、特に朝夕の通勤・通学時間帯では、自動車交通量も多く、歩行者等の安全な通行が確保されていない状況にある。また、本件区間沿道には商業施設が立ち並び、荷捌き車両等の停車が発生しているが、停車帯が整備されていないことから、荷捌き車両等の停車時には通過車両が対向車線へはみ出して通行するなど、円滑な自動車交通が阻害されている状況にある。

起業者が平成18年12月に行った交通量調査の結果によると、神奈川県秦野市今川町地内の秦野駅北口広場交差点付近において、午前7時から午後7時までの交通量は、自動車類8,216台、自転車類424台、歩行者類3,340人となっている。

本件事業の完成により、自転車歩行者道及び停車帯が整備されることから、歩行者等と自動車交通とが分離され、歩行者等の安全が確保されるとともに、荷捌き車両等の停車時における通過車両の対向車線へのはみ出しが解消され、円滑な自動車交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業である

が、起業者が任意で環境への影響について検討したところ、大気質、騒音及び振動のいずれの項目についても環境基準等を満たすものと判断されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

起業者が行った調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、歩行者等の安全の確保及び円滑な自動車交通の確保を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第2級の規格に基づき、現道拡幅方式により自転車歩行者道及び停車帯を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和31年9月24日に都市計画決定され、昭和53年8月15日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、当該都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、本件区間は歩行者等が危険にさらされ、円滑な自動車交通が阻害されていることから、できるだけ早期に歩行者等の安全を確保し、円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

さらに、本件区間は高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）に基づき、秦野市において平成14年に策定された「秦野市交通バリアフリー基本構想」の重点整備地区内における特定経路に指定されている区間でもあることから、高齢者、身体障害者等の移動の円滑化を図る必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 神奈川県秦野市役所